

世田谷西部地域千歳台地区地区街づくり計画を次のように変更する。

名	称	世田谷西部地域千歳台地区地区街づくり計画
位	置	世田谷区千歳台二丁目及び千歳台五丁目各地内
面	積	約 29.5ha
地区街づくり計画の目標		<p>当該区域は、世田谷区西部に位置し、農地等の散在する緑豊かな郊外住宅地である。区域の状況は、道路、公園等の基盤施設が未整備なまま市街化が進行し、防災上問題のある住宅地が形成されつつある。</p> <p>当地区内の都市計画道路、公園・緑地等の整備推進にあたっては、道路及び公園緑地整備方針に従い、土地区画整理事業を含めた面整備事業等に合わせて行うものとする。</p> <p>本計画は、地区における土地区画整理事業等の面整備事業の導入を推進し、市街地の総合的な整備を目指す。農地等低・未利用地の市街化に際しては、積極的に面整備事業の誘導を行うことにより適切な基盤施設を整備し、良好な住宅地の形成を図る。</p> <p>また、面整備事業導入までの経過的段階においては、最低限必要な区画道路の整備を、本計画における規制・誘導により推進するなどして、幹線道路から著しく離れている地区等の事業可能性の増進に寄与するとともに、事業に移行した地区についても、周辺アクセス道路の充実や土地利用制限の段階的解除などによって支援する。</p> <p>面整備事業による整備済地区（以下「整備済地区」という。）においては、公園などを中心とした緑の拠点を確保し、良好な住宅地の形成を図る。</p> <p>以上のような段階的整備を推進することにより、地区全体における住宅市街地としての都市機能の向上を図ることを目標とする。</p>
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>都心周辺の住宅地として、緑豊かな環境を生み出すとともに農地等の自然的環境を保護・育成する。農地と住宅地が共存する農園住区として宅地系土地利用と農・緑地系土地利用との調和を目指す。</p> <p>面整備事業による整備の行われていない地区（以下「未整備地区」という。）においては、既存の農・緑地等を活用した緑豊かで潤いのある低層住宅地としての土地利用を誘導する。</p> <p>また、整備済地区における千歳台二丁目住宅地区においては、公園・緑地を中心とした緑の拠点を確保し、事業効果に応じた良好な低中層住宅地として、また千歳台二丁目沿道地区においては、後背地である住宅地区との調和に考慮しながら、良好な中層住宅地として、また日常利便性の良い店舗など商業地等として、新たな土地利用を誘導する。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>地区の防災性、利便性及び快適性を確保し、良好な住宅市街地の形成を図るため基盤整備の目標は、区域面積に対して道路率を18%以上、公園率を3%以上とする。</p> <p>未整備地区においては、事業導入のための道路の確保及び当面の期間における安全性の向上を図るため、区画道路を適切に配置する。なお、区画道路の指定にあたっては、既存道路を尊重するとともに、新設道路についてもネットワーク形成等を考慮の上定めるものとする。</p>

	建築物等の整備の方針	<p>良好な居住環境の形成を図るため、未整備地区においては、地区施設整備の進捗に応じて、建蔽率の最高限度、容積率の最高限度及び敷地面積の最低限度を定める。</p> <p>整備済地区においては、その整備水準及び地区の特性に見合う土地利用を誘導するため、必要に応じて新たな制限を定めるものとする。</p> <p>整備済地区は、土地の細分化を防ぐため、敷地面積の最低限度を定める。</p> <p>また、千歳台二丁目住宅地区においては、良好な住環境の維持・向上を図るため、敷地面積に応じて高さの最高限度を定める。</p> <p>景観を考慮した緑豊かで潤いのある街並み空間の形成のため、垣又はさくの構造の制限を定める。</p>			
地区整備計画	地区の区分	名称	住宅地区	千歳台二丁目住宅地区	千歳台二丁目沿道地区
		面積	約 27.5 ha	約 1.6 ha	約 0.4 ha
	地区施設の配置及び規模	道路	<p>建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第1号に該当する道路及びこの地区計画の告示以降に同号に該当することとなる道路を区画道路とする。なお、当該道路の現況幅員が6m未満の場合については、その計画幅員を6mとする。</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する区域には、区画道路を配置しない。</p> <p>1 次の公告（以下「土地区画整理事業の認可等の公告」という。）のあった区域</p> <p>(1) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第9条第3項の規定による土地区画整理事業の施行についての認可の公告及び同法第10条第3項の規定による事業計画の変更についての認可の公告</p> <p>(2) 土地区画整理法第21条第3項の規定による土地区画整理組合の設立についての認可の公告及び同法第39条第4項の規定による事業計画の変更についての認可の公告</p> <p>(3) 土地区画整理法第51条の9第3項の規定による土地区画整理事業の施行についての認可の公告及び同法第51条の10第2項の規定による事業計画の変更についての認可の公告</p> <p>(4) 土地区画整理法第55条第9項及び第69条第7項の規定による事業計画の決定の公告並びに同法第55条第13項及び第69条第10項の規定による事業計画の変更の公告</p>	—	—

		<p>(5) 土地区画整理法第71条の3第11項の規定による施行規程及び事業計画の認可の公告並びに同条第15項の規定による施行規程及び事業計画の変更の認可の公告</p> <p>2 道路の築造を伴う開発行為で都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定による工事が完了した旨の公告（以下「開発許可の工事完了公告J」という。）のあった区域</p>	
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	—	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>1 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）別表第二（イ）項第一号に規定する住宅のうち住戸専用部分の床面積が30㎡未満の住戸を有するもの。</p> <p>2 同項第三号に規定する共同住宅のうち住戸専用部分の床面積が30㎡未満の住戸を有するもの。</p>
	建築物の容積率の最高限度	<p>8 / 10</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する敷地にあつては、この限りでない。</p> <p>1 建築物の敷地に接するすべての区画道路の部分及び都市計画施設として定められた道路（以下「都市計画道路」という。）の部分、道路として整備された当該敷地の場合</p> <p>2 土地区画整理事業の認可等の公告のあった区域の場合又は道路の築造を伴う開発行為で開発許可の工事完了公告のあった区域の場合</p>	<p>1 建築物の敷地面積が100㎡未満の場合は12 / 10とする。</p> <p>2 建築物の敷地面積が100㎡以上300㎡未満の場合は、敷地規模に比例して最高限度を定めるものとし、次の算式により得られる数値とする。</p> $V = \left\{ \frac{(A - 100) \times 3}{20 + 120} \right\} \div 100$ <p>V ; 最高限度 A ; 敷地面積 (単位㎡とする。)</p> <p style="text-align: center;">—</p>

建築物の建蔽率の最高限度	<p>4 / 10</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する敷地にあつては、この限りでない。</p> <p>1 建築物の敷地に接するすべての区画道路の部分及び都市計画道路の部分、道路として整備された当該敷地の場合</p> <p>2 土地区画整理事業の認可等の公告のあった区域の場合又は道路の築造を伴う開発行為で開発許可の工事完了公告のあった区域の場合</p>	—	—
建築物の敷地面積の最低限度	<p>100 m²</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する敷地にあつては、この限りでない。</p> <p>1 建築物の敷地に接するすべての区画道路の部分及び都市計画道路の部分、道路として整備された当該敷地の場合</p> <p>2 土地区画整理事業の認可等の公告のあった区域の場合又は道路の築造を伴う開発行為で開発許可の工事完了公告のあった区域の場合</p>	100 m ²	150 m ²
壁面の位置の制限	—	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>1 道路境界線から1 m以上とする。</p> <p>2 隣地境界線から50 cm以上とする。</p>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>1 道路境界線から1 m以上とする。ただし、千歳通り沿いは除く。</p> <p>2 隣地境界線から50 cm以上とする。</p>
建築物等の高さの最高限度	—	<p>10 m</p> <p>ただし、建築物の敷地面積が300 m²以上の場合は、この限りでない。</p>	—

建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物等の形態及び意匠は、周囲と調和の取れたものとする。	1 建築物等の外壁、屋根等の意匠は、周囲の環境と調和し落ち着いたものとする。 2 広告塔等の屋外広告物を設置する場合は、美観・風致を損なわない形状・色彩とする。	1 建築物等の外壁、屋根等の意匠は、周囲の環境と調和したものとする。 2 広告塔等の屋外広告物を設置する場合は、後背地に配慮し、周囲の環境と調和した美観・風致を損なわない形状・色彩とする。
垣又はさくの構造の制限	法第42条第1項第1号又は第2号に該当する道路に面して垣又はさくを設ける場合は、生垣又はフェンス等に沿って緑化したものなどとする。ただし、高さが60cm以下の部分についてはこの限りでない。	垣又はさくを設ける場合は、生垣又はフェンス等に沿って緑化したものなどとする。ただし、高さが60cm以下の部分についてはこの限りでない。	

「区域及び地区の区分は、計画図表示のとおり」

理由：用途地域等の変更に伴い、当該地区街づくり計画を変更する。